

<b>資料提供</b>			
令和6年6月17日			
担当課	人事課	土木建築総務課	港湾振興課
担当者	東	重政	吉牟田
	(処分に関すること)		(業務内容に関すること)
内線	2239	3810	4018

**公有水面埋立法に基づく免許手続き等における不適正な事務処理について**

**1 要旨**

令和5年12月8日に公表した公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく免許手続きにおける不適正な事案と、併せて、当該業務を行った港湾振興課の職員（40代男性、主査。以下「当該職員」という。）が行った他の許認可事務についても調査を行った結果、65件の不適正な事務処理事案を把握したため、公表する。

**2 経緯**

- 令和5年11月30日、平漁港の埋立に関して、当該職員が行った手続きにおいて、不適正な事務処理があったことが判明（同年12月8日公表）。同年12月25日までに当該事案の事務処理を是正し、関係者へ連絡（概要は、p.2の「許認可①：令和4年6月17日福山市出願の平漁港における公有水面埋立」のとおり）。
- 令和6年1月～5月において、当該職員が行った港湾振興課での起案文書の確認と地方機関の起案・保管文書との突合や、当該職員への聞き取りにより、他の不適正な事務処理事案の有無について調査及び事実確認を実施（調査対象：56件の許認可）。
  - ・ 令和6年1月18日～5月22日、土木建築総務課及び港湾振興課において、当該職員に聞き取り調査を6回実施。
  - ・ 並行して事実確認のための関係者への聞き取りと改めての書類調査をもとに調査結果を精査。
- 令和6年6月17日、確認できた不適正な事務処理を公表。

**3 概要**

- 調査範囲は、令和3年4月から令和5年12月までに当該職員が担当した56件の許認可。
- 調査の結果、下表のとおり、47件の許認可において65件の不適正な事務処理があった。

許認可の種類	許認可件数	不適正な事務処理の件数								計
		(ア) 公有水面埋立法に基づく手続き	(イ) 公有水面埋立事務取扱要領（広島県）に基づく手続き	(ウ) 海岸法に基づく手続き	(エ) 広島県海岸保全区域内等占用料徴収条例に基づく手続き	(オ) 広島県公印規程に基づく手続き	(カ) 広島県文書等管理規程に基づく手続き	(キ) 広島県決裁規程に基づく手続き	(ク) 偽造	
(1) 公有水面埋立	40	6	2	0	0	3	39	1	3	54
(2) 海岸保全区域の指定	1	0	0	1	0	0	1	0	1	3
(3) 占用料減免	6	0	0	0	2	0	6	0	0	8
計	47	6	2	1	2	3	46	1	4	65

※(ア)～(ク)は、次頁以降の「不適正な事務処理」における記号と共通である。

#### 4. 各事案に係る概要と把握後の対応

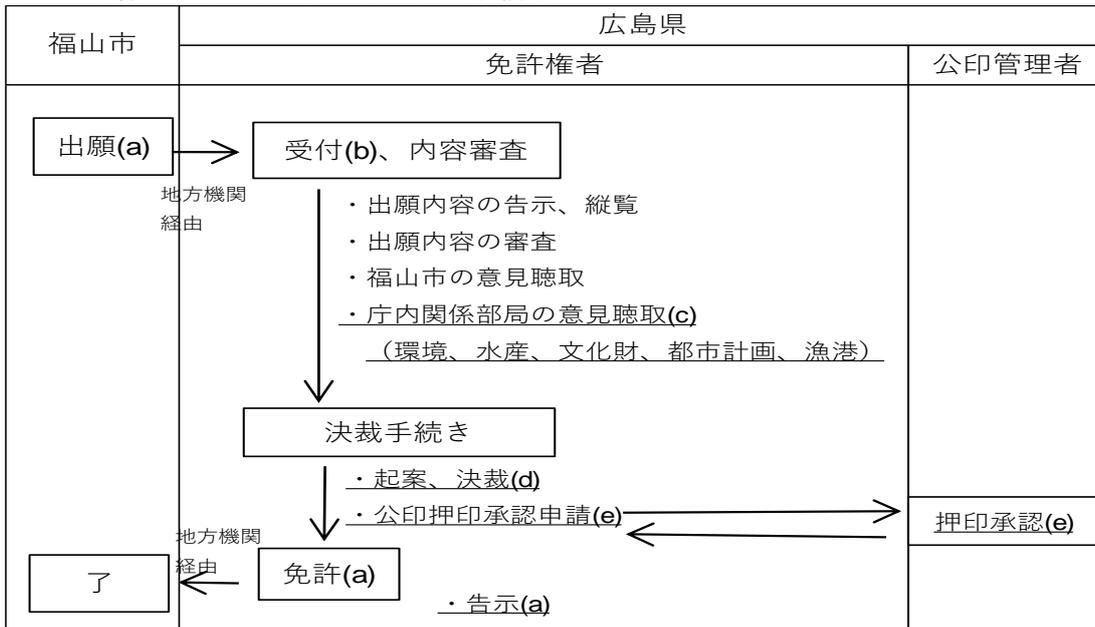
##### (1) 公有水面埋立

許認可①：令和4年6月17日福山市出願の平漁港における公有水面埋立

##### (事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図1のとおりであったが、庁内関係部局の意見聴取、起案、決裁を行わずに、公印を押印した免許書を作成し、福山市に交付した。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。
- ・なお、本来免許後に行う告示は、行っていなかった。

図1（下線は、とられていなかった手続き）



- (根拠法令) a. 公有水面埋立法第2条、第11条  
 b. 広島県文書等管理規程第15条  
 c. 公有水面埋立事務取扱要領（広島県）  
 d. 広島県決裁規程第3条  
 e. 広島県公印規程第11条

##### (事案把握後の対応)

- ・令和5年12月に、当該職員とは別の職員が、関係部署への意見聴取を行った上で、免許書交付及び公印押印に係る起案を行い、決裁を得たうえで、公印を押印した埋立免許書を作成し、令和5年12月25日に地方機関を經由し福山市に交付した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。
- ・また、埋立免許したことを令和6年1月9日に広島県報に告示した。

##### (不適正な事務処理)

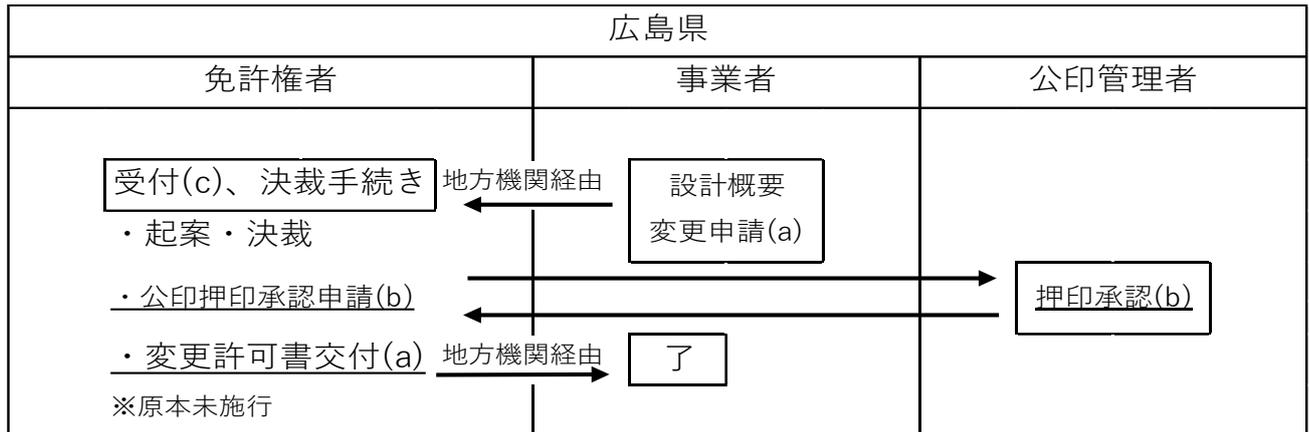
- ・(イ) 公有水面埋立事務取扱要領（広島県）に基づく手続き
- ・(ロ) 広島県公印規程に基づく手続き
- ・(ハ) 広島県文書管理規程に基づく手続き
- ・(ニ) 広島県決裁規程に基づく手続き
- ・(ホ) 埋立免許書の偽造

許認可②：令和4年10月20日広島県申請の広島港における公有水面埋立法に基づく設計概要変更（工事施工区域分割など）

（事案の概要）

- ・本来とるべき手続きは、図2のとおりであったが、公印管理者（総務課）から公印押印承認を受けることなく変更許可書に押印した。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。
- ・なお、押印した変更許可書の原本は施行（申請者である広島県へ交付）していなかったが、写しを交付していた。

図2（下線は、とられていなかった手続き）



（事案把握後の対応）

- ・令和6年1月に、当該職員とは別の職員が、変更許可書及び公印押印に係る起案を行い、決裁を得た上で、公印を押印した変更許可書を作成し、令和6年1月24日に広島県に交付した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

（不適正な事務処理）

- ・(イ) 広島県公印規程に基づく手続き
- ・(ハ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

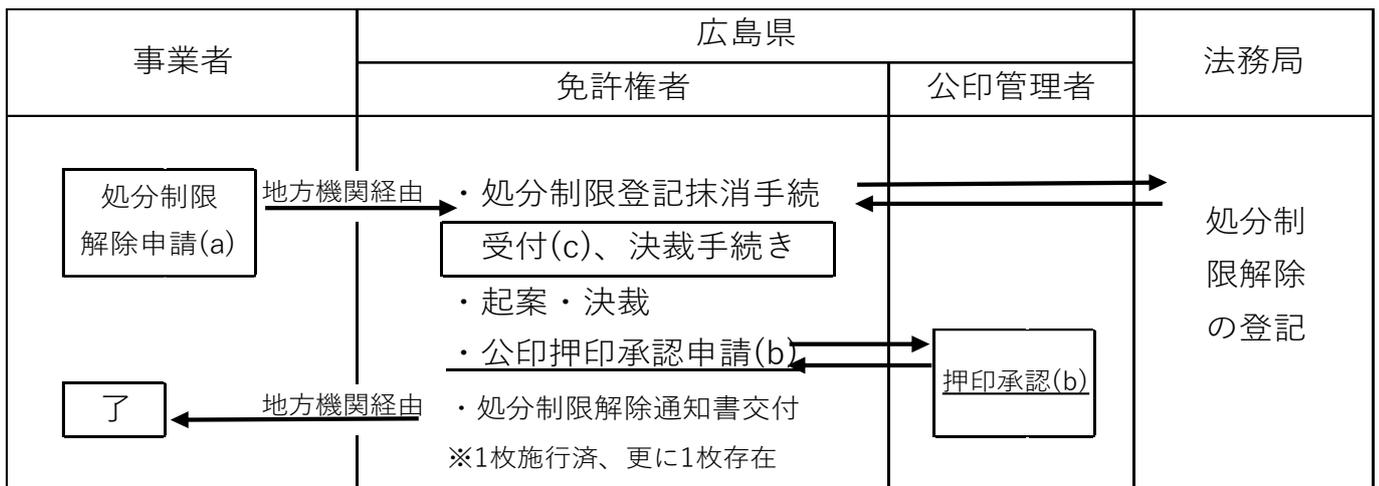
許認可③：令和4年4月6日事業者（あ）申請の鮎崎港における公有水面埋立地の処分制限解除

(処分制限解除とは、土地登記上、所有権譲渡や権利設定の制限が付された埋立地の制限を解除する手続き)

(事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図3のとおりであったが、当該職員は、処分制限解除通知書を1部のみ作成・押印すべきところ、2部作成し、押印した。
- ・2部作成・押印された通知書のうち、1部を用いて施行（交付）済であり、もう1部は当該職員の執務机の引き出しから見つかった。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図3（下線は、とられていなかった手続き）



- (根拠法令) a. 公有水面埋立法を改正する法律附則第2項による改正前の公有水面埋立法第27条  
 b. 広島県公印規程第11条  
 c. 広島県文書等管理規程第15条

(事案把握後の対応)

- ・発見された不必要な通知書について、廃棄した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

(不適正な事務処理)

- ・(オ) 広島県公印規程に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

#### 許認可④：令和4年6月2日事業者（い）申請の公有水面埋立事前審査

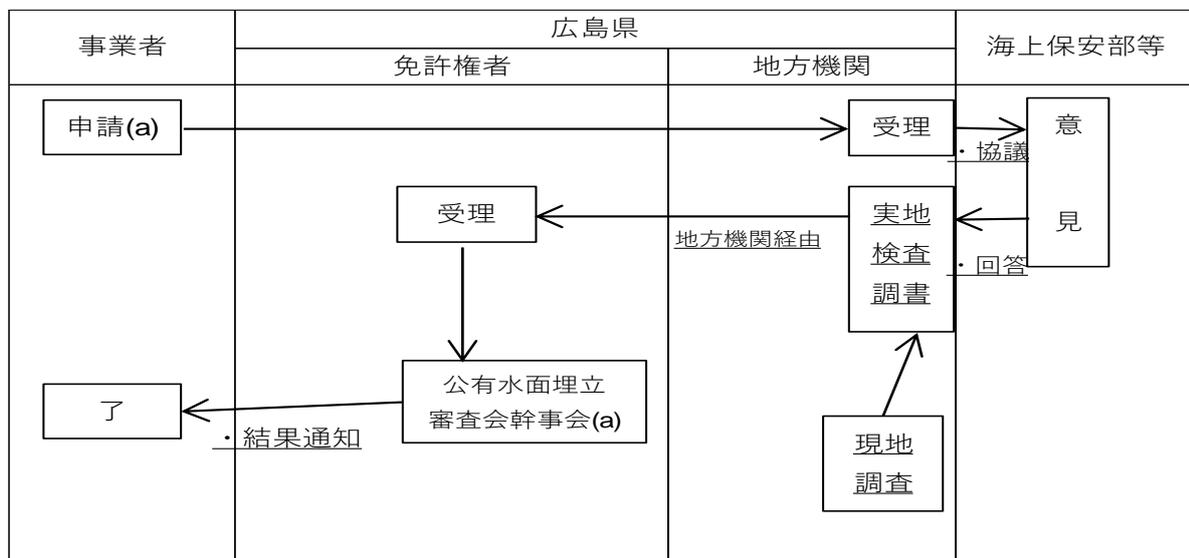
（事前審査は、埋立免許出願のための測量、調査、水面に関する権利者等の交渉、その他諸準備に着手する前に、あらかじめ広島県公有水面埋立審査会幹事会で埋立希望者の計画について審査し、公益上支障のある場合は計画の中止や、調整を要する場合は所要の措置を指導し、埋立希望者の時間的及び経済的損失を未然に防止するための行政指導として実施しているもの。）

（注：本件は、事前審査段階における不適正な処理事案であるが、正式な公有水面埋立の申請前であることから、場所の情報を表記していない。）

##### （事案の概要）

- ・本来とるべき手続きは、図4のとおりであったが、当該職員は、事業者に指示して地方機関を経由せずに直接事前審査申請書を収受した。
- ・そのうえ、令和5年10月に、事業者からの公有水面埋立事前申請書及び地方機関からの進達文書を、同月17日付のものとして当該職員が自ら作成するとともに、地方機関が実地検査を実施していないにもかかわらず、実地検査が行われた旨の調書を自ら作成した。
- ・なお、公有水面埋立審査会幹事会は令和5年10月30日に開催されたが、要整理事項があり審査後、通知を行なわなかった。

図4（下線は、とられていなかった手続き）



（根拠法令）

a. 公有水面埋立事務取扱要領（広島県）第2章 事前審査手続

##### （事案把握後の対応）

- ・令和6年3月に、令和4年6月2日付けの事前審査申請書を港湾振興課から地方機関へ送付し、地方機関から海上保安部等の関係行政機関への協議を行った上で、令和6年4月に地方機関から港湾振興課へ進達がなされたところ。
- ・今後、公有水面埋立審査会幹事会を開催し、事業者に対して、結果通知書を速やかに通知する。

##### （不適正な事務処理）

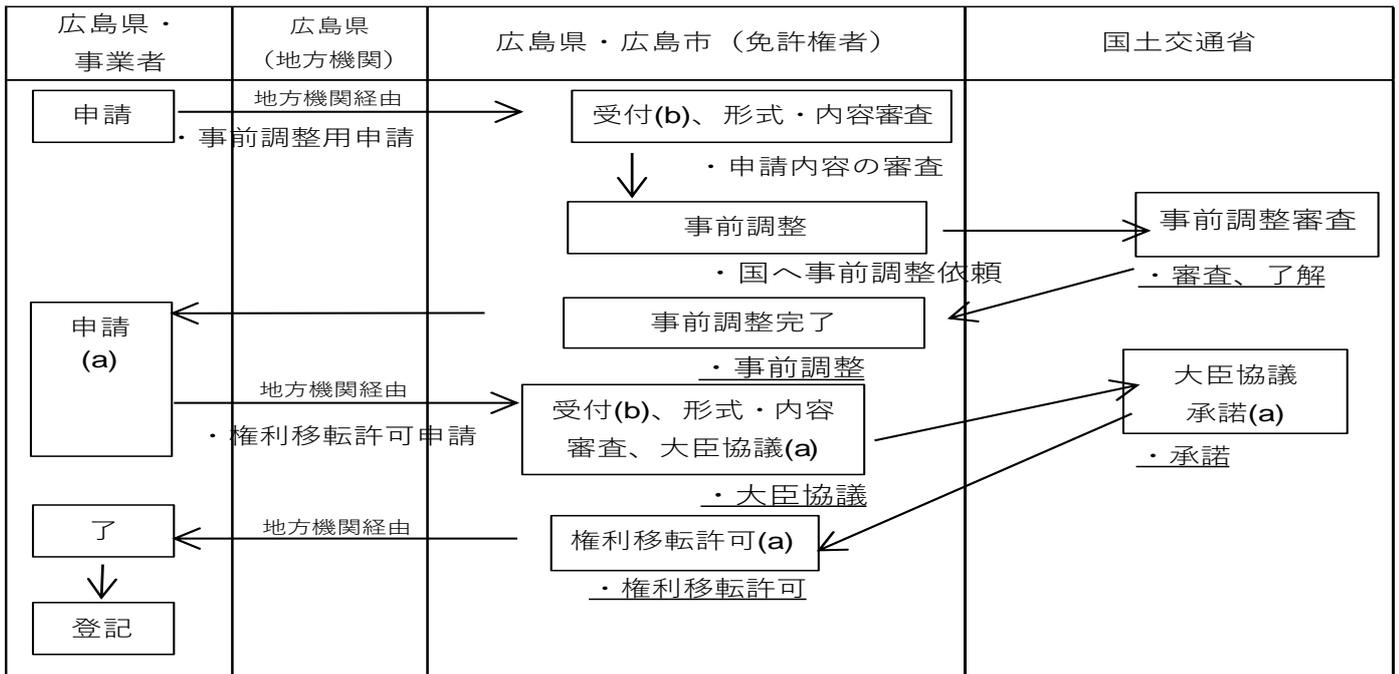
- ・(イ) 公有水面埋立事務取扱要領（広島県）に基づく手続き
- ・(ク) 実地検査調書の偽造
- ・(ク) 公有水面埋立事前申請書の偽造

許認可⑤：令和4年11月22日広島県及び事業者（う）申請の広島港における公有水面埋立地の  
所有権移転許可

(事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図5のとおりであったが、当該職員は、国土交通省に対して行うべき事前調整及び大臣協議を行わず、広島県及び広島市が連名で行うべき所有権移転許可の手続きについて、起案を行い、決裁を得て、公印を押印し、県単独で所有権移転許可書を令和5年2月27日付で交付した。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図5（下線は、とられていなかった手続き）



(根拠法令) a. 公有水面埋立法第27条第1項、同条第3項  
b. 広島県文書等管理規程第15条

(事案把握後の対応)

- ・令和5年11月に、当該職員とは別の職員が、事前協議及び大臣協議を実施したうえで、所有権移転許可書及び公印押印に係る起案を行い、決裁を得て、同月15日に所有権移転許可書を広島県及び事業者に交付した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

(不適正な事務処理)

- ・(ア) 公有水面埋立法に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

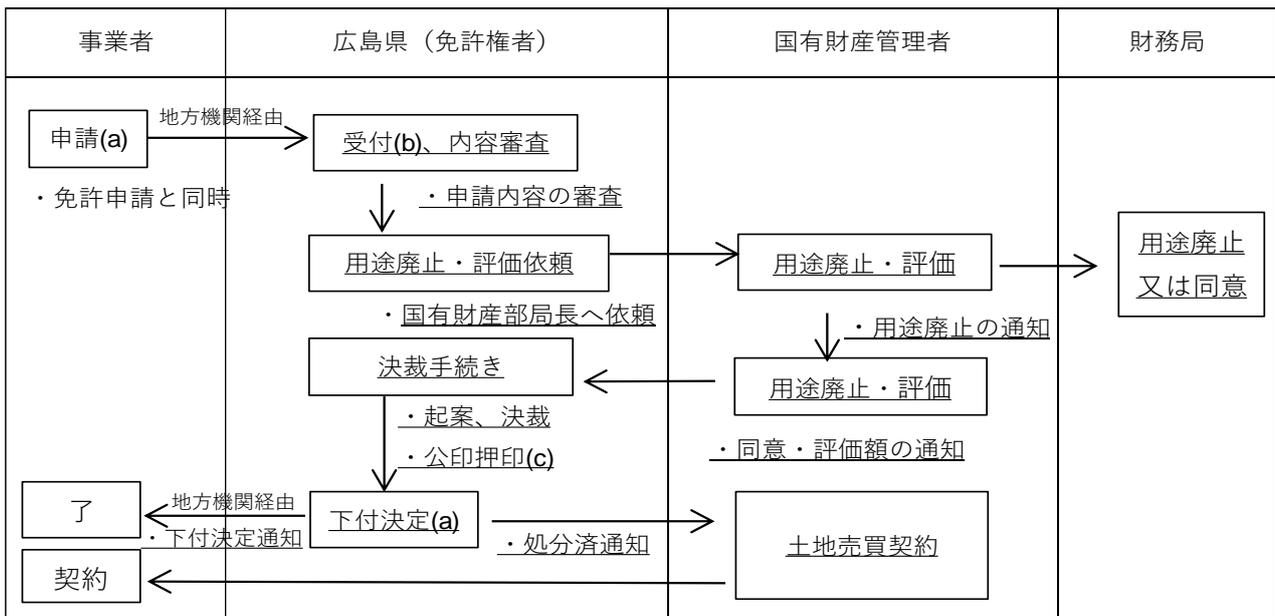
許認可⑥：令和3年12月6日事業者（え）申請の尾道市地先の海域における公有水面埋立に関連する護岸の払下\*

（※既存護岸の前面に新たに埋立を行う場合に、既存護岸のあった場所（国有財産）について払下げを受けることが可能であるもの。）

（事案の概要）

- ・本来とるべき手続きは、図6のとおりであったが、担当職員は、申請を受理した後の一切の事務処理を放置した。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図6（下線は、とられていなかった手続き）



（根拠法令） a. 公有水面埋立法第25条  
b. 広島県文書等管理規程第15条  
c. 広島県公印規程第11条

（事案把握後の対応）

- ・令和6年2月に当該職員とは別の職員が、国有財産の用途廃止に必要な協議を行うための起案を行い、決裁を得て、国有財産管理者（広島県農業基盤課）へ協議を開始した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

（不適正な事務処理）

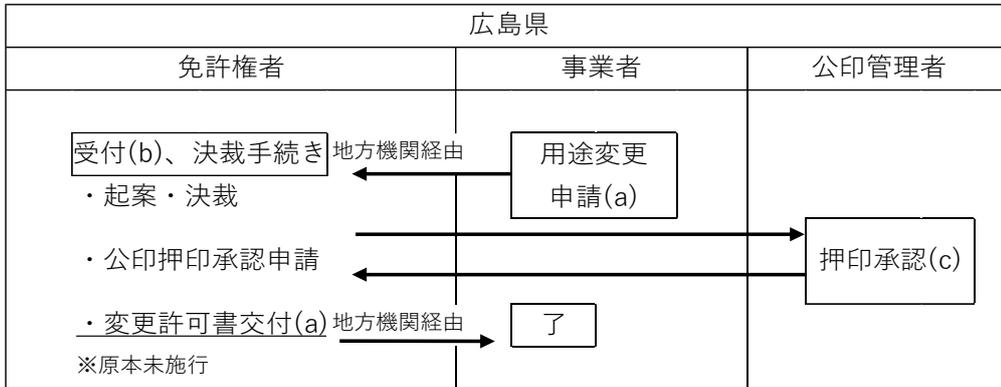
- ・(ア) 公有水面埋立法に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

許認可⑦：令和4年8月8日広島県申請の広島港における公有水面埋立地の用途変更

(事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図7のとおりであったが、当該職員は、決裁を得て作成した用途変更許可書を施行(交付)しなかった。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図7 (下線は、とられていなかった手続き)



- (根拠法令) a. 公有水面埋立法第13条の2第1項  
 b. 広島県文書等管理規程第15条  
 c. 広島県公印規程第11条

(事案把握後の対応)

- ・令和6年1月24日に、当該職員とは別の職員が、変更許可書を交付した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

(不適正な事務処理)

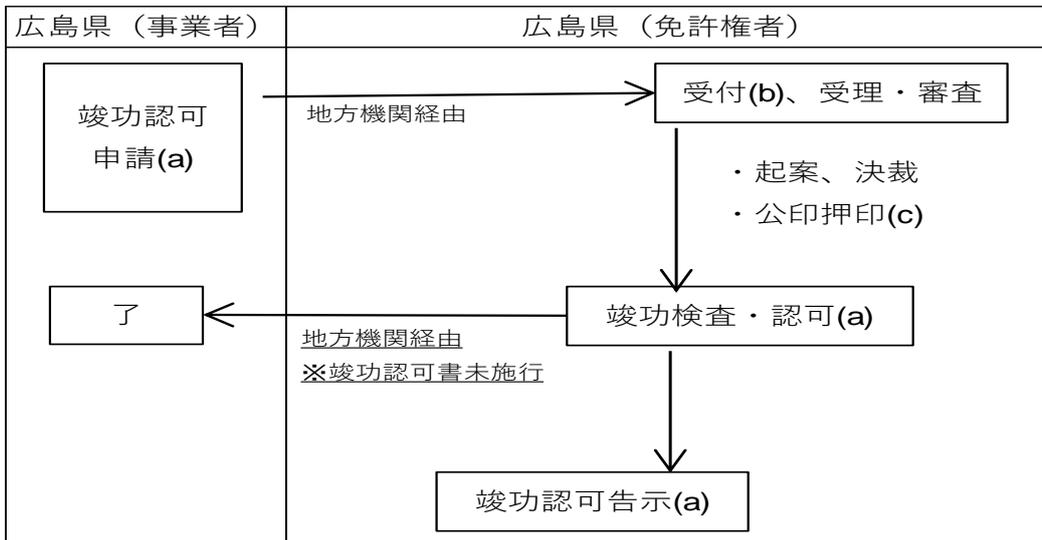
- ・(ア) 公有水面埋立法に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

許認可⑧：令和4年11月18日広島県申請の広島港における公有水面埋立の竣工認可

(事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図8のとおりであったが、当該職員は、決裁を得て公印を押印した竣工認可書を施行（交付）しなかった。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図8（下線は、とられていなかった手続き）



- (根拠法令) a. 公有水面埋立法第22条  
 b. 広島県文書等管理規程第15条  
 c. 広島県公印規程第11条

(事案把握後の対応)

- ・令和6年1月24日に、当該職員とは別の職員から広島県に対して竣工認可書を施行（交付）した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

(不適正な事務処理)

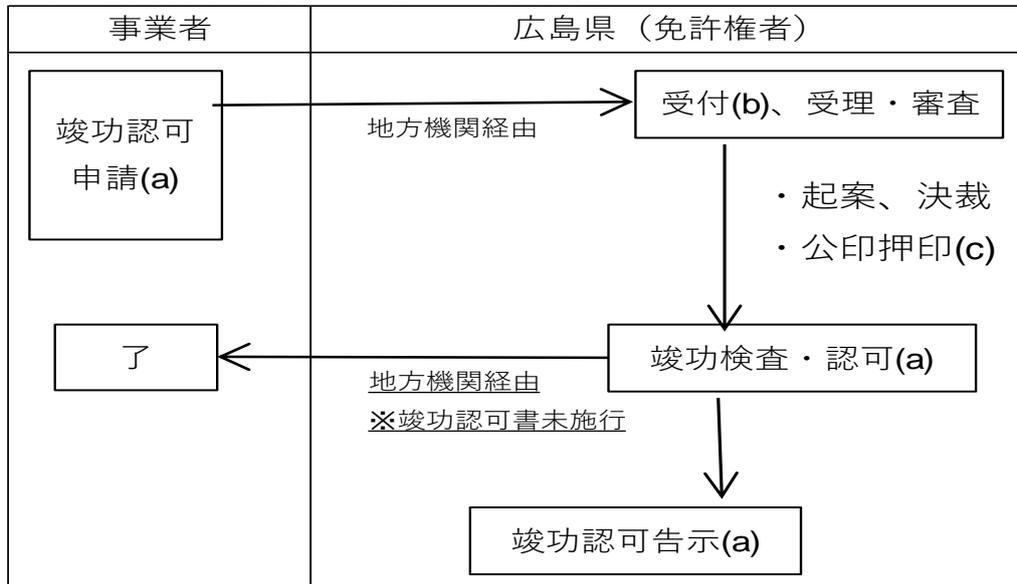
- ・(ア) 公有水面埋立法に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

許認可⑨：令和5年4月3日事業者（え）申請の重井港における公有水面埋立の竣工認可

(事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図9のとおりであったが、当該職員は、決裁を得て公印を押印した竣工認可書を施行（交付）しなかった。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図9（下線は、とられていなかった手続き）



- (根拠法令) a. 公有水面埋立法第 22 条  
 b. 広島県文書等管理規程第 15 条  
 c. 広島県公印規程第 11 条

(事案把握後の対応)

- ・令和6年3月6日に、当該職員とは別の職員から事業者に対して竣工認可書を施行（交付）した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

(不適正な事務処理)

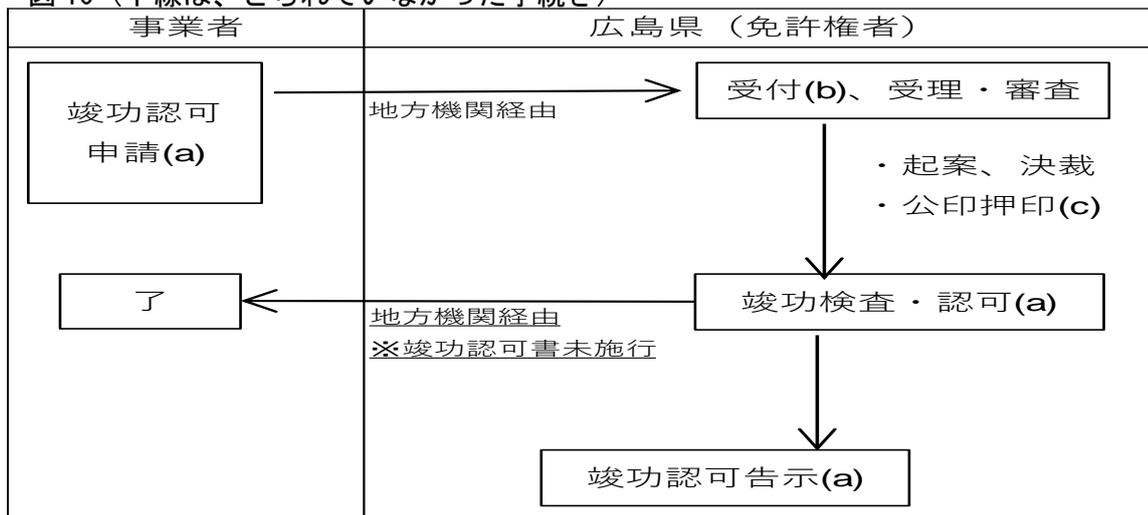
- ・ (ア) 公有水面埋立法に基づく手続き
- ・ (カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

許認可⑩：令和5年2月15日事業者（え）申請の尾道市地先の海域における公有水面埋立の竣工認可

（事案の概要）

- ・本来とるべき手続きは、図10のとおりであったが、当該職員は、決裁を得て公印を押印した竣工認可書を施行（交付）しなかった。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図10（下線は、とられていなかった手続き）



- （根拠法令） a. 公有水面埋立法第22条  
 b. 広島県文書等管理規程第15条  
 c. 広島県公印規程第11条

（事案把握後の対応）

- ・令和6年3月6日に、当該職員とは別の職員から事業者に対して竣工認可書を施行（交付）した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

（不適正な事務処理）

- ・(ア) 公有水面埋立法に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

## (2) 海岸保全区域の指定

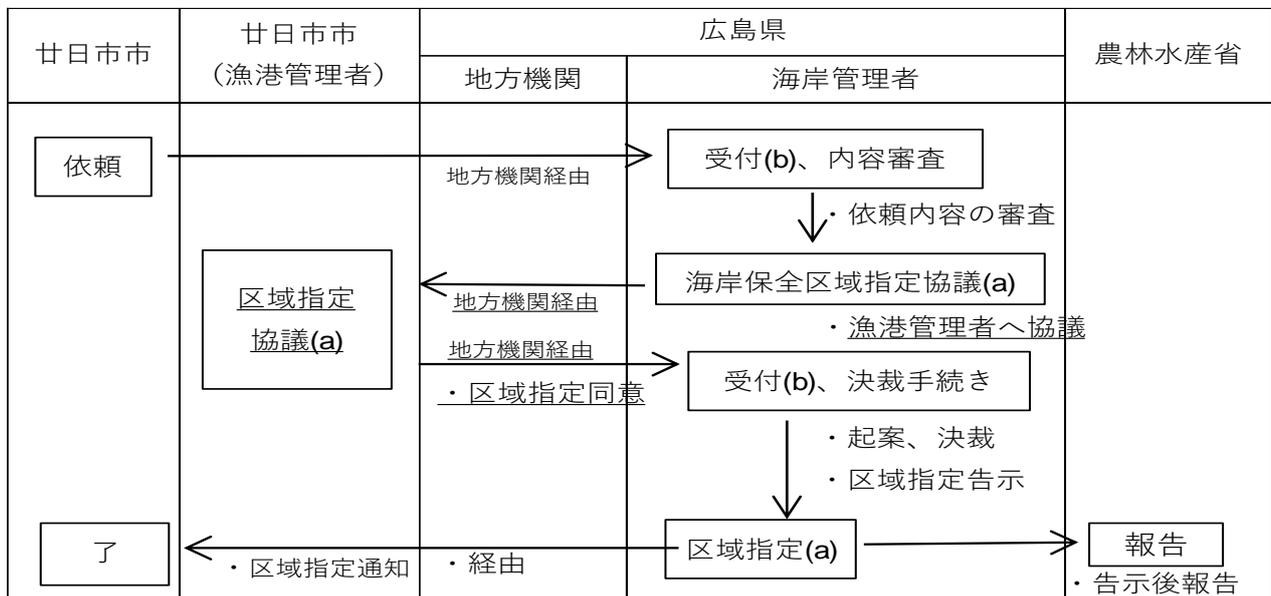
### 許認可⑩：梅原漁港海岸における海岸保全区域指定

(令和4年11月8日に、廿日市市から、梅原漁港海岸の海岸保全区域指定手続きの依頼があったもの。)

#### (事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図11のとおりであったが、当該職員は、海岸保全区域指定に係る漁港管理者（廿日市市）へ協議を行うことについて決裁を得ていたにもかかわらずそれを施行（発出）しなかった。また、海岸保全区域指定に係る漁港管理者（廿日市市）への協議が未実施であるにも関わらず、令和5年3月に、漁港管理者からの回答文書を自ら作成し、その回答があったものとして海岸保全区域指定の起案を行い、決裁を得て、海岸保全区域の指定について広島県報に告示した。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図11（下線は、とられていなかった手続き）



(根拠法令) a. 海岸法第3条、第4条第1項  
b. 広島県文書等管理規程第15条

#### (事案把握後の対応)

- ・令和6年6月12日に、当該職員とは別の職員から廿日市市に対して協議を開始した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

#### (不適正な事務処理)

- ・(ウ) 海岸法に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き
- ・(ク) 廿日市市の回答文書の偽造

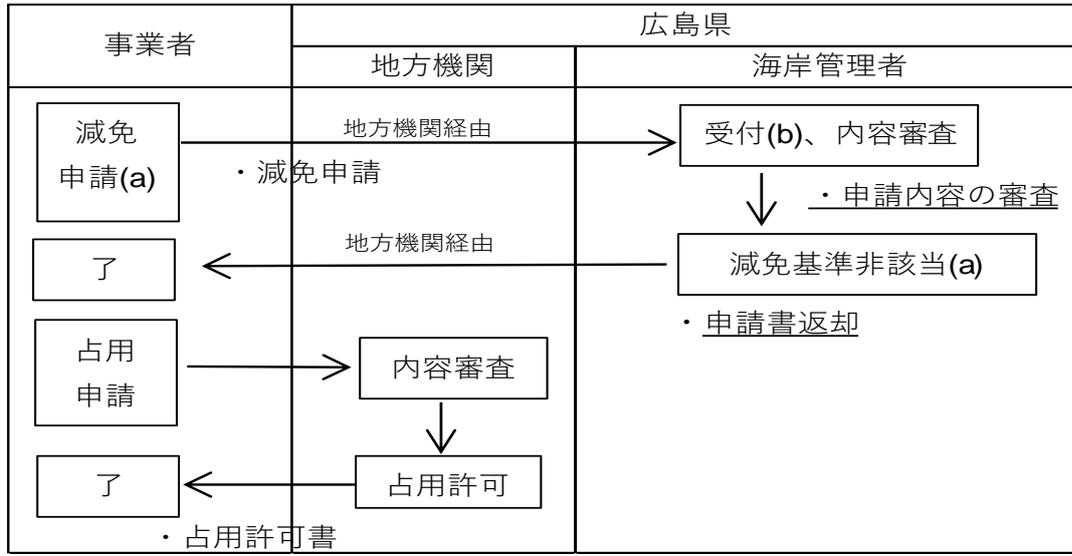
(3) 占用料減免

許認可⑫：令和4年11月18日事業者（お）申請の尾道糸崎港海岸における占用料の減免

(事案の概要)

- ・本来とるべき手続きは、図12のとおりであったが、担当職員は、申請を受理した後の一切の事務処理を放置した。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図12（下線は、とられていなかった手続き）



(根拠法令) a. 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例第6条  
b. 広島県文書等管理規程第15条

(事案把握後の対応)

- ・令和6年3月に、当該職員とは別の職員が、申請内容の審査を行い、同月26日に、減免基準に該当しない旨を通知した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

(不適正な事務処理)

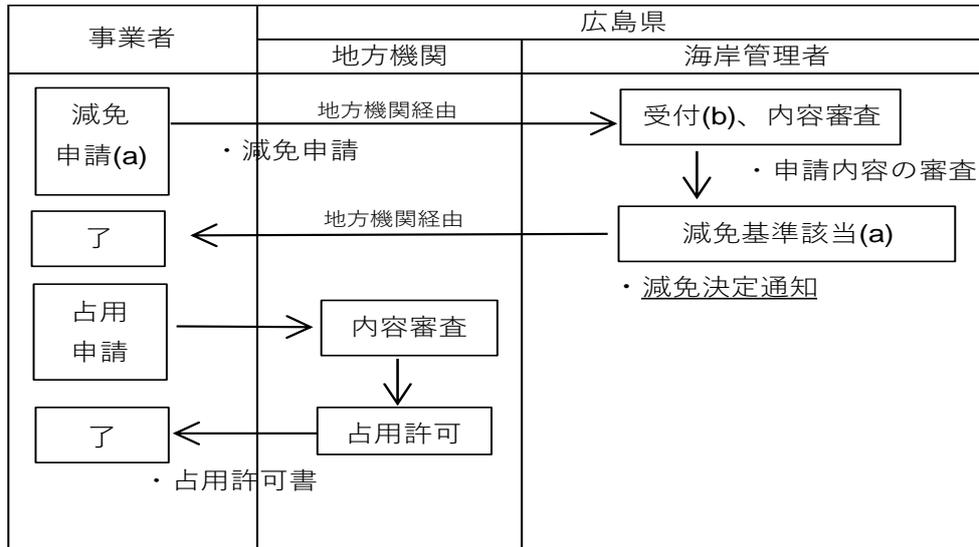
- ・(イ) 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

許認可⑬：令和4年9月6日事業者（か）申請の尾道糸崎港海岸における占用料の減免

（事案の概要）

- ・本来とるべき手続きは、図13のとおりであったが、申請後、当該職員は、決裁を得て作成した減免決定通知書を施行（交付）しなかった。
- ・また、收受した文書について、受付簿に記入していなかった。

図13（下線は、とられていなかった手続き）



（根拠法令） a. 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例第6条  
b. 広島県文書等管理規程第15条

（事案把握後の対応）

- ・令和6年3月に、当該職員とは別の職員が事業者へ説明の上、同月19日に、占用料の減免決定通知を事業者に交付した。
- ・收受した文書について、当該職員とは別の職員が、受付簿に記入した。

（不適正な事務処理）

- ・(エ) 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例に基づく手続き
- ・(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続き

（4）その他

上記の許認可①～⑬の他に、(カ) 広島県文書管理規程に基づく手続きの不適正な処理（收受した文書を、受付簿に記入していなかったもの）が34件あった。

## 5 発生要因

現時点では発生要因を以下のとおり認識しているが、引き続き、詳細に分析していく。

### (1) 上司等による事務処理状況の把握の不備【組織的要因】

- ・関係行政機関の意見聴取等、本来行うべき手続きが不履行の状態であるにもかかわらず、審査等の次段階手続きに進行している状況について、管理職を含む他の職員が把握できていなかった。(許認可①～⑬すべてに関係)
- ・本来であれば地方機関を経由して行うべき申請が、本庁の当該担当者あてに直接送付されていたことにより、管理職を含む他の職員が、当該申請を覚知できていなかった。(許認可④に関係)

### (2) 公印押印時の確認体制【組織的要因】

- ・公印管理担当部局の公印の押印承認体制が、結果として不適正な押印を可能とするものであった。(許認可①～③に関係)

### (3) 理解・責任感の欠如【属人的要因】

- ・当該職員において、事務処理手続きにかかる責任感やコンプライアンスの欠如があった。(許認可①～⑬すべてに関係)

## 6 再発防止策

既存ルール of 全庁的な周知徹底に加え、今般の発生要因を引き続き詳細に分析し、同種の不適正事案を組織として未然防止することができるよう、速やかに具体的対策を検討していく。